

三田市都市計画税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第7条 省略 付 則 1 省略 (法附則第15条第37項の条例で定める割合) 2 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。 3～13 省略 14 法附則第15条第1項、<u>第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項若しくは第37項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第7条 省略 付 則 1 省略 (法附則第15条第34項の条例で定める割合) 2 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。 3～13 省略 14 法附則第15条第1項、<u>第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>